

議案第57号

土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正について

次のとおり土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部を改正する条例

土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例（昭和38年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手当の額)	(手当の額)

第4条 略

2 参考人の手当の額は、1日につき10,100円とする。

第4条 略

2 参考人の手当の額は、1日につき10,200円とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。